

信託業法案と 個人情報保護法

制度調査部
中田 綾

信託業法の改正

【要約】

2004年11月16日、信託業法案は衆議院本会議で可決され、参議院に付託された。

信託業法案には、個人情報保護の遵守が求められる規定がある。

信託業務の委託、信託財産に係る行為準則の規定と、「個人情報保護法」及び「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（案）」の関連について解説する。

信託業法案と個人情報保護法

信託業法案では、個人情報保護法の遵守が求められる規定がある。これは、実務上、個人情報保護が求められるというだけでなく、規定に情報の利用を示唆する文言が含まれているため、個人情報保護法との関係が重要になるということである。

そこで本稿では、次の二つの規定と個人情報保護法との関係について解説を行う。

信託業務の委託（信託業法案第22条）

信託財産に係る行為準則（同法案第29条第1項第3号）

信託業務の委託

信託業法案第22条では、信託財産について信託業務の一部を第三者に委託することが認められている（どの程度、業務を委託し得るかは信託業法案では明確にされていない）。

信託業法案第22条

信託会社は、次に掲げるすべての要件を満たす場合に限り…信託業務の一部を第三者に委託することができる。

信託業務の一部を委託すること及び委託先が信託契約において明らかにされていること

委託先が委託された信託業務を的確に遂行することができる者であること

委託に係る契約において、委託先が委託された財産を自己の固有財産と分別して管理することその他の内閣府令で定める条件が付されていること

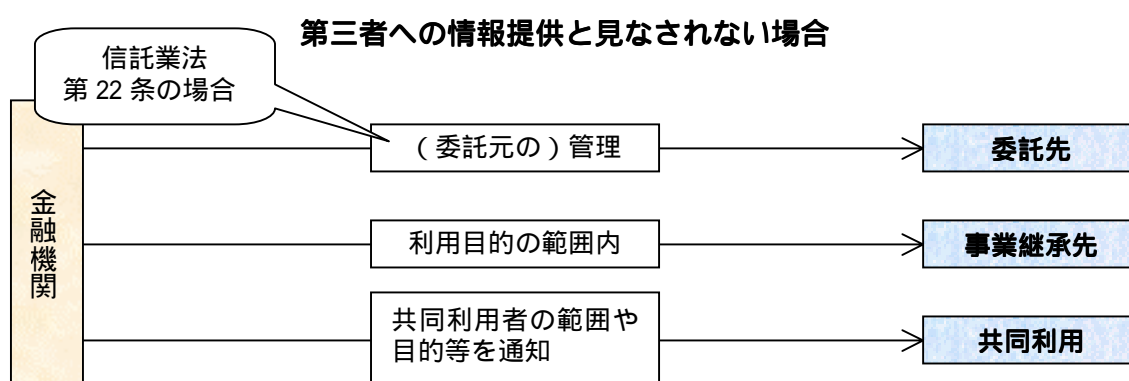
信託会社が信託業務を委託し、委託先へ個人情報を提供する場合は、当然のことながら、信託会社と委託先共に個人情報保護法を遵守しなければならない。特に、信託会社は、個人情報の取り扱いに関して委託先の監督を行う必要がある。

個人情報保護法第22条（委託先の監督）

個人データの取扱いの全部または一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

信託会社は (a) 個人データを適正に取扱っていると認められる者を選定し委託し、(b) 委託した個人データの安全管理のための措置を委託先(再委託先も含む)においても確保することが必要である。具体的には、次の措置が求められる。

- 委託先の組織体制の整備・安全管理に関する基本方針や取扱規定の策定などの内容を委託先選定の基準とする。
- 委託契約の内容に次の事項を盛り込み、定期的(または随時)に安全管理措置の遵守状況を確認、見直しする
- ・委託者の監督、監査、報告徴求に関する権限
 - ・委託先における個人データの漏洩、盗用、改竄、目的外利用の禁止
 - ・再委託に関する条件、漏洩等が発生した場合の委託先の責任



信託財産に係る行為準則

次に、信託業法案では、信託会社が受託する財産に関する情報を利用して受益者以外の者の利益を図る目的で取引を行うことを禁止している。

信託業法案第29条第1項第3号

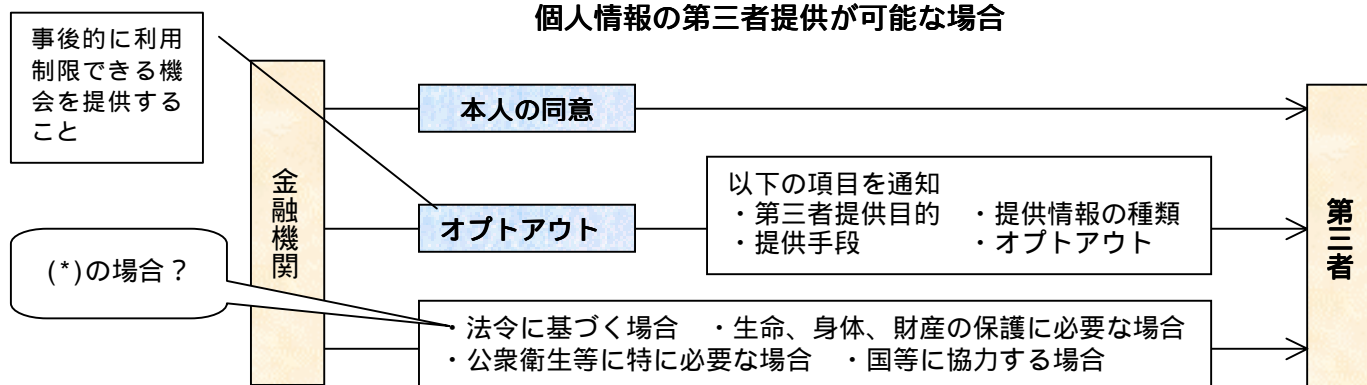
信託財産に関する情報を利用して自己または当該信託財産に係る受益者以外の者の利益を図る目的をもって取引(内閣府令で定めるものを除く)を行うこと

(*)内閣府令で定める一定の行為については、受益者以外の者の利益を図る目的であっても、信託財産に関する情報を利用することができる。内閣府令が未公表のため、どのような場合に情報の利用が可能となるか現段階では不明である。

さらに、受益者以外の者の利益を図るための内閣府令で認められた情報の利用や、受益者の利益を図る目的のためであっても、第三者への情報を提供し、その情報を利用することが可能かどうかは、この規定からは判断できない。

しかし、一般的に情報を第三者へ提供する場合は、次頁に記載する個人情報保護法、及び同ガイドラインに従わなければならない。

個人情報の第三者提供が可能な場合



第三者提供の制限

(個人情報保護法第 23 条、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン (案) 第 13 条)

あらかじめ本人の同意を得ないで、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取扱ってはならない。

第三者への提供の同意を得る際には、原則として、書面によらなければならない。その際、次の 3 つを本人に認識させた上で同意を得なければならない。

- (a) 個人データを提供する第三者
- (b) 提供を受けた第三者における利用内容
- (c) 第三者に提供される情報の内容

情報の共同利用で、次のすべてに該当する場合は、第三者への情報提供とはならない。

- (a) 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合
- (b) 次の事項についてあらかじめ本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態にある場合
 - ・個人データを特定の者との間で共同して利用すること
 - ・共同して利用される個人データの項目
 - ・共同して利用する者の範囲
 - ・利用する者の利用目的
 - ・データの管理について責任を有する者の氏名または名称